令和５年度

熊谷スマートシティ推進協議会　第１回総会

日　時　令和５年５月１９日（金）

（書面協議）

１　協議事項

議案第１号　　令和４年度事業報告・・・・・・・・Ｐ２
議案第２号　　令和４年度歳入歳出決算・・・・・・Ｐ３
議案第３号　　令和５年度事業計画（案）・・・・・ Ｐ５
議案第４号　　令和５年度歳入歳出予算（案）・・・ Ｐ６
議案第５号　　副会長の交替について（案）・・・・ Ｐ７
議案第６号　　まちあるきアプリ「くまぶら」の
　　データ管理者移行について ・・・・ Ｐ８

２　報告事項

⑴アーキテクトの設置について　　・・・・・・Ｐ９
⑵熊谷スマートシティ宣言及び熊谷スマートシティ
　シンポジウムの開催について　　・・・・・・Ｐ10
⑶今後のスマートシティの取組み予定について・・・Ｐ11

参考資料

熊谷スマートシティ推進協議会規約
熊谷スマートシティ推進協議会委員名簿

議案第１号

令和４年度　事業報告

１　諸会議の開催

（１）総会

第１回　開催日　令和４年５月３１日（火）オンライン会議

議事・令和３年度事業報告
・令和３年度歳入歳出決算
・令和４年度事業計画
・令和４年度歳入歳出決算
・令和４年度新会員について

第２回　開催日　令和４年７月１１日（月）オンライン会議

議事・データ利活用検討調査の実施について
・データ活用部会の設立について
・令和４年度歳入歳出補正予算

第３回　開催日　令和４年１２月１日（木）

議事・新委員について
・新役員体制について

２　事業の概要

（１）まちなか回遊アプリ「くまぶら」実装について
受託業者：日本電気株式会社、株式会社インデザイン

（２）データ利活用検討調査業務委託
受託業者：富士通 Japan 株式会社

令和５年５月１９日提出

熊谷スマートシティ推進協議会
会長　小林　哲也

議案第２号

令和４年度歳入歳出決算

１　歳入の部　　（単位　円）

科目		予算現額			収入済額	比較	備考
		当初予算額	補正予算額	計			
１負担金		13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,300,000	0	
	負担金	13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,300,000	0	熊谷市から
２補助金		0	0	0		0	
	国補助金	0	0	0		0	
３繰越金		0	0		0	0	
	繰越金	0	0		0	0	
４諸収入		0	0		62	62	
	諸収入	0	0		62	62	預金利子
合計		13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,300,062	62	

２　歳出の部　　（単位　円）

科目		予算現額			支出済額	不用額	備考
		当初予算額	補正予算額	計			
１事務費		0	0	0	31,170	△31,170	
	事務費	0	0	0	31,170	△31,170	印紙代・振込手数料
２事業費		13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,048,810	251,190	
	事業費	13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,048,810	251,190	まちなか回遊アプリ実装事業委託
３予備費		0	0	0	0	0	
	予備費	0	0	0	0	0	
合計		13,300,000	19,000,000	32,300,000	32,079,980	220,020	

収入済額　　３２，３００，０６２円
支出済額　　３２，０７９，９８０円
差引残額　　２２０，０８２円

差引残額　　２２０，０８２円については、令和５年度予算に繰り越します。

令和５年５月１９日提出

熊谷スマートシティ推進協議会
会長　小林　哲也

会計監査報告

令和４年度熊谷スマートシティ推進協議会の歳入歳出決算について、関係書類の審査を実施したところ、計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。

熊谷スマートシティ推進協議会
会長　　小林　哲也　　様

令和５年５月 9 日

監事　　福島雅也

議案第３号

令和５年度 事業計画（案）

１　諸会議の開催

総会、部会等を開催する。

総会開催：５月、１１月、１月

主な部会　データ活用部会開催：８月、１１月、１月

連携プロジェクト管理部会（※）開催：７月、１１月、１月

Ｍａａｓ部会開催：６月、８月、１１月

２　まちあるきアプリ「くまぶら」の実装

３　データ連携基盤導入業務委託

発注者：熊谷スマートシティ推進協議会会長

発注予定時期：令和５年５月

４　熊谷スマートシティ実行計画（令和３年７月策定）の更新

今年度導入予定のデジタルツール等や、今後の取組みの方向性を踏まえ、内容を更新する。

５　シーンスケッチイベント開催（熊谷市・熊谷スマートシティ推進協議会共催）　７月

熊谷市が導入するデジタルツールを盛り込み、１０年後の熊谷市内での生活や様々な活動シーンを対象とした作品のほか、制約のない自由な発想の作品を募集する。

６　その他目的達成に資する事業

事業推進のための情報収集及び資料配布等、本協議会の目的達成に資する事業を随時実施する。

※連携プロジェクト管理部会：市民等に公開すべき情報等を、データ活用部会に報告するとともに、各システム同士のデータ連携・ＩＤ管理状況等の確認を行う。

令和５年５月１９日提出

熊谷スマートシティ推進協議会

会長　小林　哲也

議案第４号

令和５年度 歳入歳出予算（案）

１　歳入の部

（単位　円）

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
１負担金		117,557,650	32,300,000	85,257,650	
	負担金	117,557,650	32,300,000	85,257,650	
２繰越金		220,082	0	220,082	
	繰越金	220,082	0	220,082	令和４年度から繰越
３諸収入		0	0	0	
	諸収入	0	0	0	
合計		117,777,732	32,300,000	85,477,732	

２　歳出の部

（単位　円）

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
１事務費		100,000	0	100,000	
	事務費	100,000	0	100,000	印紙代、振込手数料等
２事業費		117,557,650	32,300,000	85,257,650	
	事業費	117,557,650	32,300,000	85,257,650	まちなか回遊アプリ実装事業委託 39,645,650円 データ連携基盤導入業務委託 77,912,000円
３予備費		120,082	0	120,082	
	予備費	120,082	0	120,082	
合計		117,777,732	32,300,000	85,477,732	

歳入総額　　１１７，７７７，７３２円
歳出総額　　１１７，７７７，７３２円
歳入歳出差引額　　０円

令和５年５月１９日提出

熊谷スマートシティ推進協議会
会長　小林　哲也

議案第５号

副会長の交替について（案）

前任

会員名	委員職名	委員氏名
プライムライフ テクノロジーズ株式会社	まちづくり事業 企画部副部長	小林　敦

後任

会員名	委員職名	委員氏名
プライムライフ テクノロジーズ株式会社	執行役員 まちづくり事業担当	藤井　顕司

議案第６号

まちあるきアプリ「くまぶら」の
データ管理者移行について

議決事項

令和５年度中に、「くまぶら」のデータ管理者を、熊谷スマートシティ推進協議会から熊谷市へ移行する。

１　移行の理由

現在、「くまぶら」のデータ管理者は協議会会長であり、熊谷市がデータ管理者となっているデジタル地域通貨とはじめとするサービスとの間で、プライバシーポリシーが煩雑になることが想定される。また今後、各システムから取得したデータを連携させ、分析等を行うための連携協定締結に関しても、同様に煩雑になる。こうした理由から、「くまぶら」のデータ管理者を熊谷市に移行することとし、７月の連携プロジェクト管理部会において、移行時期等の詳細を決定する。

＊ 議決事項とすることの根拠

熊谷スマートシティ推進協議会規約から抜粋

（知的財産権等）

第１６条　第３条に規定する事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、別途会員間であらかじめ書面をもって明確にする。

２　経緯

令和５年４月　データ管理者移行について、国土交通省都市局へ相談

【回答】データ管理者を熊谷市に移行しても、国交省都市局としては特段問題ない。

報告事項⑴

アーキテクトの設置について

熊谷市では、以下の要綱に基づき、アーキテクトと称する委員を置き、スマートシティの取組みを推進する。

熊谷市アーキテクトの設置等に関する要綱（一部抜粋）令和５年５月１日から施行

（設置）

第１条　市は、スマートシティ推進のため、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に基づくアーキテクトと称する委員（以下「アーキテクト」という。）を置く。

（職務）

第２条　アーキテクトは、次に掲げる職務を行う。

⑴　地域課題の設定に関する助言
⑵　データ連携基盤の構築・運用に関する助言
⑶　複数事業者による異なるサービス実装の整合に関する助言
⑷　データ連携による付加価値創出に関する助言
⑸　事業全体の企画・推進に関する助言
⑹　その他市長が求めるアドバイザリー業務

（選任）

第３条　アーキテクトは、スマートシティを始めとする官民連携事業の推進にかかる専門の知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

アーキテクト名簿

	所属団体名	所属団体における役職	氏名
1	学校法人 立正大学 データサイエンス学部 データサイエンス学科	教授	白木　洋平
2	トムソン・ロイター株式会社	ストラテジック・アライアランス マネージャー	江頭　靖二
3	プライム ライフ テクノロジーズ株式会社	執行役員 まちづくり事業担当	藤井　顕司
4	合同会社ツクル	代表	三宅　創太
5	国立大学法人 千葉大学大学院 工学研究院	准教授	鈴木　弘樹
6	株式会社構造計画研究所 社会デザイン・マーケティング部	シニアコンサルタント	北上　靖大

報告事項⑵

熊谷スマートシティ宣言及び熊谷スマートシティシンポジウムの開催について

熊谷市では、次のとおり、熊谷スマートシティ宣言を行い、熊谷スマートシティシンポジウムを開催する。

・日程　令和５年７月４日（火）１３：３０～１６：００
・会場　さいしんホール（さいしん熊谷本町ビル）
・参加者　調整中

【シンポジウム進行（案）】
○開会・来場者紹介
○市長挨拶、スマートシティ宣言
○地域通貨、コミュニティポイントのロゴマーク等披露
○基調講演
（予定：国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室　専門調査官）
○熊谷スマートシティ令和５年度概要説明
① デジタル地域通貨・コミュニティポイント
② スマホバス回数券
③ くまぶら・データ活用まちづくり
④ 気象シミュレーション・暑さ対策スマートパッケージ・エコタウン
⑤ 人流まちづくり
○質疑応答
○休憩
○パネルディスカッション
タイトル（仮）「やさしいミライをつくるデータ活用まちづくり」
○今後のスマートシティの取組みについて
○閉会

報告事項(3)

今後のスマートシティの
取組み予定について

熊谷市では、令和５年度事業として、次のとおり、各システム開発、構築及び業務委託を行う。

○実装予定のシステムと稼働時期

・デジタル地域通貨・コミュニティポイントシステム　令和５年１１月
・スマホバス回数券システム　令和６年　１月
・気象センサーの設置及び熱環境シミュレーション　令和５年１２月

○関連事業

・シーンスケッチイベント開催（熊谷市・熊谷スマートシティ推進協議会共催）（再掲）
・ウェルビーイング推進業務委託

参考資料

熊谷スマートシティ推進協議会規約

（名称）

第１条　本会は、熊谷スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、熊谷市及び地域が、抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用し持続可能な都市または地区となり、発展するため公・民・学が連携したまちづくりを実践することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　スマートシティの実現に向けた計画（以下「推進計画」という。）の策定及び推進に関すること

⑵　推進計画に位置付けたＩＣＴ等の新技術の実装に関すること

⑶　事業の実装に関する住民参画の促進に関すること

⑷　その他、協議会の目的達成に必要な事業の実施に関すること

（組織）

第４条　協議会は、第２条に掲げる目的に賛同し、活動を推進する企業、大学、団体、地方公共団体等（以下「会員」という。）により組織する。

２　会員は、代表者又は代表者の推薦を受けた者（以下「 委員 」という。）を定めることとする。

３　協議会において新たな会員を入会させる場合は、総会において決するものとする。

４　協議会を退会しようとするときは、会長に申し出るものとする。

（役員及び任期）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

⑴　会長　１名

⑵　副会長　若干名

⑶　幹事　若干名

⑷　監事　１名

⑸　参与　若干名

２　役員は、第４条第１項の委員の中から委員の互選により選出する。

３　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第６条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

３　幹事は、協議会の業務における委員間の意見を集約する。

４　監事は、協議会の会計を監査する。

（総会）

第７条　総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

２　総会は、協議会の運営に関する重要事項について審議する。
３　総会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
５　総会は、必要に応じて書面で行うことができる。
（幹事会）
第８条　幹事会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、会長が招集する。
２　幹事会は、協議会の運営に関する事項（前条第２項に規定する重要事項を除く。）について審議する。
３　幹事会の審議に関し必要な事項は、別に定める。
（部会）
第９条　第３条に規定する事業の実施のため、協議会に部会を設置することができる。
２　部会の構成員は、委員又は委員の推薦を受けた者をもって充てる。
（参与）
第１０条　協議会に参与を置くことができる。
２　参与は、会員のうち会長が選任することができる。
（事務局）
第１１条　協議会の事務を処理するため、熊谷市役所内に事務局を置き、会員の協力を得て進める。
２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（事業年度）
第１２条　協議会の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月末日までとする。
（経費）
第１３条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
２　協議会の事業を行うための必要な経費に充てるため、総会において決するところにより、会費を徴収することができる。
（協議会が解散した場合の措置）
第１４条　協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
（機密保持）
第１５条　会員は、協議会の活動において別の会員から秘密の旨指定を受けて開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、協議会の活動期間中及び退会後５年の間、協議会の活動以外の目的に使用せず、かつ、開示を行った会員（以下「開示者」という。）の事前の承諾なく会員以外の第三者に開示又は漏洩等してはならない。
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた会員（以下「被開示者」という。）が証明し得る場合は適用されない。
⑴　知得する以前に既に公知となっている場合
⑵　知得する以前に自ら取得した場合

⑶　第三者から守秘義務を負わずに入手した場合
⑷　知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
⑸　開示者の秘密情報によらずに独自に開発した場合

3　被開示者は、秘密情報の管理に関し必要な措置を講じるものとし、次の場合においては、秘密情報として開示者の指定を受けた資料を、遅滞なく開示者に返還し、又は廃棄するものとする。
⑴　協議会を退会したとき
⑵　当該資料が不要となったとき
⑶　その他開示者からの求めがなされたとき

4　第１項の規定にかかわらず、被開示者は、親子兄弟会社、グループ会社その他組織の構成上被開示者と不可分な関係を有する者（以下「親子兄弟会社等」という。）に対して、協議会の活動のために合理的に必要な範囲に限り、開示者の事前の承諾なく秘密情報を開示することができる。この場合、当該親子兄弟会社等は、本条に定める被開示者の義務と同等の義務を、被開示者と連座し負うものとする。

（知的財産権等）

第１６条　第３条に規定する事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、別途会員間であらかじめ書面をもって明確にする。

（雑則）

第１７条　この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規約は、令和２年３月２６日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年１０月７日から施行する。

熊谷スマートシティ推進協議会　会員名簿

令和５年５月１９日現在

No.	会員名	委員職名	委員氏名
1	株式会社学研ココファン	総合企画部プロジェクトマネージャー	中山　省吾
2	熊谷市	市長	小林　哲也
		副市長	大島　英司
		政策調査課長	長島　稔
3	くまがや市商工会	会長	白石　守司
4	熊谷商工会議所	会頭	大久保　和政
5	群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センター	副センター長	小木津　武樹
6	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	計画課 建設専門官	髙橋　勉
7	株式会社コミュニティネット	代表取締役	須藤　康夫
8	埼玉県	都市整備部都市計画課長	小島　茂
9	埼玉縣信用金庫	本店営業部理事・営業部長	福島　雅也
10	自然電力株式会社	エナジーデザイン部スペシャリスト	永田　拓人
11	国立大学法人 千葉大学大学院 工学研究院	准教授	鈴木　弘樹
12	東京ガスネットワーク株式会社	都市ガス推進部（兼）埼玉支社副支社長　環境コーディネーター	小中野　誠
13	日本電気株式会社	東日本統括支社エリアビジネスクリエーショングループ長	内川　直人
14	パナソニック株式会社ライフソリューションズ社	電材開発総合部総括主幹	小谷野　勝衛
15	東日本電信電話株式会社	熊谷営業支店長	金井　陽一郎
16	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	総務部担当部長	野澤　浩一
17	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	埼玉支社第二ビジネス部	鹿山　繁樹
18	プライム ライフ テクノロジーズ株式会社	執行役員 まちづくり事業担当	藤井　顕司
19	ベジタリア株式会社	代表取締役社長	小池　聡
20	学校法人 立正大学 データサイエンス学部 データサイエンス学科	教授	白木　洋平